

新旧対照表

○千葉県建築基準法施行細則

改正案	現行
<p>第一条～二十条 (略)</p> <p>(不適合建築物等の届出)</p> <p>第二十一条 削除</p> <p>全部改正〔昭和五九年規則五九号〕、一部改正〔平成三年規則三二号・一一年五五号・一七年一六五号・一九年一〇五号〕</p> <p>第二十二条～第二十七条 (略)</p>	<p>第一条～二十条 (略)</p> <p>(不適合建築物等の届出)</p> <p>第二十一条 法第八十六条の七第一項から第三項までの規定による既存の建築物に対する制限の緩和、法第八十八条第二項において準用する法第八十六条の七第一項（法第四十八条第一項から第十三項まで及び法第五十一条に係る部分に限る。）の規定による既存の工作物に対する制限の緩和又は施行条例第五十一条第一項から第四項までの規定による既存の建築物に対する制限の緩和を受けようとするこれらの建築物及び工作物（以下この条において「建築物等」という。）の所有者、管理者及び占有者は、当該建築物等の、制限緩和に係る不適合建築物等台帳（別記第十五号様式）を提出しなければならない。</p> <p>全部改正〔昭和五九年規則五九号〕、一部改正〔平成三年規則三二号・一一年五五号・一七年一六五号・一九年一〇五号〕</p> <p>第二十二条～第二十七条 (略)</p>